○近畿地方整備局告示第八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年四月九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

第１　起業者の名称　兵庫県

第２　事業の種類　県道竜泉那波線新設工事（兵庫県相生市那波字鍋崎地内から同市那波南本町地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　兵庫県相生市那波字鍋崎及び那波南本町地内

２　使用の部分　兵庫県相生市那波字鍋崎及び那波南本町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県相生市那波字鍋崎地内から同市那波南本町地内までの延長の2,820ｍ区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道竜泉那波線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道竜泉那波線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、兵庫県の西播磨地域の内陸部を東西方向に通過する一般国道２号と、兵庫県相生市の臨海部沿いを通過する一般国道250号とを相生市内において、新たに南北に結ぶ道路として計画された延長2,820ｍの県道である。

本件区間に対応する一般国道２号と一般国道250号を南北に結ぶ相生市内の県道は、県道相生停車場線に接続する県道たつの相生線（以下両路線を「現道」という。）のみである。そのため、相生市の中心市街地を通過する現道及び市道は、通過交通と地域内交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど、それぞれの道路の機能を十分に発揮していない状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、現道の県道相生停車場線の相生市大島町地内で15,668台／日、混雑度は1.28となっている。

本件事業の完成により、本件区間が相生市中心市街地を通過する現道及び市道における通過交通等を分担することから、同市中心部における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、本路線が一般国道２号との交差点で接続する主要地方道相生宍粟線と連絡することにより、播磨科学公園都市を結ぶ新たな道路網が形成されることになる。本路線は、津波による浸水想定区域を回避することができることから、防災施設等へのアクセス機能の向上も図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、生活環境等に与える影響について、起業者が任意で検討した結果によると、大気質、騒音及び振動のいずれの評価項目においても環境基準等を満たすものと予測されている。さらに、起業者は工事実施にあたって、低騒音型・低振動型・排出ガス対策型の建設機械を使用するなど、生活環境に十分配慮して施工することとしている。

また、既往の環境調査情報を基に起業者が任意で実施した現地調査及び学識経験者による聞き取り調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに準絶滅危惧種として掲載されているオオムラサキ、兵庫県レッドデータブックにＢランクとして掲載されているヒロオビミドリシジミ、要注目種として掲載されているハルゼミが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響が小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。なお、植物については環境省レッドリスト等に掲載されているような重要な種は現在のところ確認されていない。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は３箇所存在するが、このうち２箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１箇所についても兵庫県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、相生市中心市街地を通過する現道及び市道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成６年３月11日に都市計画決定され、平成13年３月16日及び平成29年３月10日に変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、相生市中心市街地を通過する現道及び市道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。さらに、播磨科学公園都市を結ぶ新たな道路網及び津波による浸水想定区域を回避する緊急輸送道路としての役割も期待される。

また、赤穂市長を会長、相生市長を副会長とする相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県相生市役所